

監査公表第 561 号

京都市職員措置請求及び監査結果公表

地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、標記の請求に係る監査を行ったので、請求文及び請求人に対する監査結果の通知文を次のとおり公表します。

平成 19 年 6 月 6 日

京都市監査委員	棕	田	知	雄
同	柴	田	章	喜
同	江	草	哲	史
同	藤	井		昭

京都市職員措置請求に係る請求文

京都市職員措置請求書

1. 請求の趣旨

京都市教育委員会は、昨年、12 月 7 日、京都新聞開発株式会社から、『歴史都市・京都から学ぶジュニア日本文化検定テキストブック』（以下、「テキスト」）21,137 部を、6,658,155 円で購入し、市立中学校の 1 年及び 2 年生全員に配布した。

この「ジュニア日本文化検定」については、事業の目的、テキストの内容や作成の手続き等について多くの問題が指摘され、多くの市民、学者らからも抗議の声があがっている。

特にテキストの内容については、天皇中心の歴史観に偏り、人権・平和に関する記述がほとんどないなど、多くの問題が指摘されてきた。市内の小・中学校で使われている社会・歴史の教科書とも相違する点が多く、子どもたちの混乱が心配されるものである。

昨年 11 月 14 日、京都市に在住または勤務する歴史学者ら 14 名は、こうしたテキストの間違い等を指摘した申し入れ書を市教委に提出し、テキストの使用中止と回収を申し入れている。本来なら、市教委として、学者らの申し入れを真摯に受け止め、早急に訂正等の作業に入る必要のある重大な間違いや問題点であった。

たとえば、このテキストには次のような間違いや、全く根拠のない一方的な決めつけ等が指摘されている。

1. 「1200 年の歴史と伝統を誇る京都」という記述は問題。京都の歴史を 1200 年とする根拠は何か？ (P3, P7)
2. 「江戸時代、京都は『天皇のおひざもと』と呼ばれた」としているが、これは歴史研究において常識的な事実とはみなされていない。根拠となる文献もない。(P28)
3. 「鎌倉時代、京都は天皇のいる重要な都市だった」と、何の根拠もなしに

記述している。(P20)

4. 「中国大陸から朝廷に、野菜などの献上品が持ち込まれた」というような事実はない。(P128)
5. 部落問題についていっさいふれない一方で、「身分の高い天皇・皇族や將軍」「身分の低い山水河原者」といった差別を助長するような表現は問題。(P22, P84)
6. 動物園の地中から発見された足跡の遺跡を「オオツノシカ」とし、「その当時、動物園のあたりをオオツノシカがのしのしと歩いていたのです。」と記述している。しかし、学術的には、この足跡は、偶蹄類のものというだけで、オオツノシカであるとは特定されていない。(P8)
(また、京都市埋蔵文化財研究所から、この足跡の遺跡の写真をはじめ、多くの写真を借用しておきながら、テキストの「写真協力」の欄に埋蔵文化財研究所の名前をあげていないのは問題である。)
7. 「(明治天皇は)『五か条の御誓文』を出し、近代国家の基礎を築いた」という記述は、「新政府は、明治天皇の名で政治の方針(5か条の御誓文)を定め---」という現行の教科書の説明とも異なる。(P168)
8. 「『もったいない』の原点は着物」という根拠のないきめつけ。(昨年11月の基礎コースの検定では、「『もったいない』は、着物からでた言葉」としている。)また、「着物には流行がない」というのも間違い。(P144)
9. 「着物を着ると、女の子はしぐさがやさしくなり」といった記述は問題。(P144) また、テキストには女性ほとんど出てこず、出てくる女性も、男性の目から鑑賞される対象として描かれている。男女共同参画条例の趣旨に違反。
10. 「京の蹴鞠はサッカーの元祖」「日本のサッカーのルーツは、下鴨神社で行われている蹴鞠です。」というひどいきめつけ。(P125)

教材については、学校教育法第21条では、「教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。」と定められている。

しかし、このテキストは、先にも述べたように多くの間違いや問題点があり、「有益適切」なものとはとてもいえない。

●違法・不当な公金支出

以上、述べてきたように、京都市教委が、京都新聞開発株式会社から本件テキストを購入するために行った公金支出は、学校教育法第21条に違反する違法・不当なものであり、支出負担行為書を決定した在田正秀京都市教育委員会総務部総務部長は、6,658,155円の損害賠償金を支払うこととの勧告を求める。

2. 請求者

京都市西京区 A

ほか6名

以上、地方自治法第242条1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

京都市監査委員様

2007年4月3日

注 事実証明書の記載を省略した。

請求人に対する監査結果通知文

監 第 3 3 号

平成19年6月1日

請求人 様

京都市監査委員 椋 田 知 雄
同 柴 田 章 喜
同 江 草 哲 史
同 藤 井 昭

京都市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成19年4月3日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく京都市職員措置請求について、監査した結果を同条第4項の規定により通知します。

第1 請求の要旨

- 1 京都市教育委員会（以下「市教委」という。）は、平成18年12月7日、京都新聞開発株式会社から「歴史都市・京都から学ぶジュニア日本文化検定テキストブック」（以下「本件テキスト」という。）21,137部を6,658,155円で購入し（当該金額の支出を以下「本件支出」という。）、市立中学校の1年生及び2年生全員に配布した。歴史都市・京都から学ぶジュニア日本文化検定（以下「本件検定」という。）事業については、事業の目的、本件テキストの内容や作成の手續等について多くの問題が指摘され、多くの市民、学者らから抗議されている。
- 2 特に、本件テキストの内容は、天皇中心の歴史観に偏り、人権や平和に関する記述がほとんどないなど、多くの問題が指摘されている。市内の小中学校で使われている社会、歴史の教科書とも相違点が多く、子どもたちの混乱が心配される。平成18年11月14日、京都市に在住又は勤務する歴史学者ら14名は、こうした本件テキストの間違い等を指摘した質問書及び申し入れ書（以下「本件質問・申入書」という。）を市教委に提出し、本件テキストの使用中止と回収を申し入れている。本来なら、市教委として、早急に訂正等の作業に入る必要のある重大な間違いや問題点であった。

3 例えば、本件テキストには次のような間違いや、根拠のない一方的な決めつけ等が指摘されている。

- (1) 「1200年の歴史と伝統を誇る京都」という記述は問題である。
- (2) 「江戸時代、京都は『天皇のおひざもと』と呼ばれた」としているが、歴史研究において常識的な事実ではなく、根拠となる文献もない。
- (3) 「鎌倉時代、京都は天皇のいる重要な都市だった」ことの根拠がない。
- (4) 「中国大陸から朝廷に、野菜などの献上品が持ち込まれた」という事実はない。
- (5) 部落問題について触れない一方で、「身分の高い天皇・皇族や将軍」、「身分の低い山水河原者」といった差別を助長するような表現は問題である。
- (6) 動物園の地中から発見された足跡の遺跡を「オオツノシカ」と記述しているが、学術的には、オオツノシカであるとは特定されていない。また、京都市埋蔵文化財研究所から、多くの写真を借用しているが、テキストの「写真協力」の欄に同研究所を掲げていないのは問題である。
- (7) 「(明治天皇は)『五か条の御誓文』を出し、近代国家の基礎を築いた」という記述は、現行の教科書の説明と異なる。
- (8) 「「もったいない」の原点は着物」とする根拠がない。また、「着物には流行がない」というのも間違いである。
- (9) 「着物を着ると、女の子はしぐさがやさしくなり」との記述は問題である。また、本件テキストに女性がほとんど出てこず、出てくる女性は男性の目から鑑賞される対象として描かれており、京都市男女共同参画推進条例の趣旨に違反する。
- (10) 「京の蹴鞠はサッカーの元祖」、「日本のサッカーのルーツは、下鴨神社で行われている蹴鞠です。」と決めつけている。

4 教材については、学校教育法第21条で「教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。」と定められている。しかし、本件テキストは、多くの間違いや問題点があり、有益適切なものとはいえない。

5 以上のように、市教委が京都新聞開発株式会社から本件テキストを購入するために行った本件支出は、学校教育法第21条に違反する違法、不当なものであり、支出負担行為書を決定した教育委員会事務局総務部長が6,658,155円の損害賠償金を支払うこととの勧告を求める。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成19年4月27日に請求人B代理人のC及び請求人Aからの陳述の聴取を行った。これらの者は、請求の趣

旨を補足する陳述を行った。その要旨(上記第1に掲げたものを除く。)は、おおむね次のとおりである。

また、この請求人の陳述の聴取の際、法第242条第7項の規定に基づき、市教委事務局の職員(以下「関係職員」という。)が立ち会った。

(1) 請求人Bの代理人Cの陳述

ア 多くの子どもたちが、本件テキストに基づいて学習し、検定を受けたが、その内容に間違いや不適切な記述があるとすれば、そのような間違いを子どもたちに教えたことについて、だれが責任を取るのか。

イ 平成18年8月の本件検定事業に関する教員研修会で、上記第1 3(2)の誤った内容を正解とする設問を含む例題集が配布されている。

ウ 本件質問・申入書に対し、市教委からは文書回答はされず、平成18年12月12日に、口頭で「厳密な歴史事実に基づいて書いたというより、子どもたちに分かりやすいように記述した」、「誤りがあるとすれば、本件テキストの改訂の際に改める」との説明がされた。

エ 上記ウの面談の際、新たな質問書を市教委に提出した。そこでは、次の事項を指摘した。

(ア) 平成18年11月に実施された本件検定の基礎コースの問題中、「もったいない」が正解となる問題文には、「着物には流行がない」、「「もったいない」という言葉が着物は親子何代も着られるところから出たもの」との説明があるが、誤りである。

(イ) 本件検定の基礎コースの問題の多くが上記イの教員研修会で配布された例題集に含まれており、検定として極めて不適切である。

オ 上記エの質問書にも市教委は文書回答せず、平成18年12月29日に、電話で、「テキストに基づき出題した。言葉が足りなかった。語源は着物について言及していない。ホームページで補足している。訂正する考えはない。」との説明をした。

カ 上記エ(ア)の指摘を受けて、市教委は、みやここども土曜塾のホームページに掲載されている「ジュニア日本文化検定の正答と解説」についての「もったいない」の解説を書き換えている。問題の誤りをホームページの解説を書き換えるだけで済ませ、検定を受けた子どもたちに何の説明も訂正もしていないことは問題である。

キ このような本件テキストの誤りや不適切な記述は、教科書であれば決して許されず、即時回収されるはずのものである。また、本件テキストを補助教材と位置付けるとしても、誤りを訂正しないことは、教育に携わる立場からは許されない。

ク 市教委が誤りと不適切な記述を放置したまま、中学校で本件テキス

トを配布したことは、妥当性を欠く措置といわざるを得ない。

(2) 請求人Aの陳述

ア 上記第1 3(6)前段の問題に関し、この動物園の発掘調査は、平成元年に京都市埋蔵文化財研究所が行ったものであり、同研究所の報告書では、足跡の種まで特定されていない。

イ 上記第1 3(6)後段の問題については、市教委及び京都新聞開発株式会社が行った写真の掲載は、著作権法第48条に抵触するものである。

ウ 本件テキストに「ジュニア京都検定の趣旨に賛同されご支援をいただいた企業」として7社が挙がっているが、本件テキストが発行された平成18年3月31日時点で、これらの企業の寄付は一切行われていない。企業からの寄付がされる前に名前を挙げているのは非常に不適切な記載である。

エ 学校教育法第21条第2項に規定する「有益適切」については、その判断を行う者を、第一次的にはその補助教材を使用して授業を行う教員としたうえで、その判断基準は、教育的見地及び保護者負担の観点等の角度から検討すべきとされている。教育的見地からは、誤りや不正確なところの多いものは不相当とされている。

また、「京都市学校事務の手びき」でも、教材の選定に係る考慮事項として「表現が正確適切であること。」とされている。

オ 本件テキストは、「誤りや不正確なところの多いもの」、「表現が正確適切ではないもの」であり、学校教育法第21条第2項に規定する「有益適切なもの」とはいえず、教材として利用することができないことは明白である。

カ 以上のように、本件支出は、学校教育法第21条第2項に違反する違法、不当なものである。

2 新たな証拠の提出

請求人は、平成19年4月27日に、新たな証拠を提出した。

3 関係職員の陳述及び関係書類の提出

(1) 関係職員に対し、関係書類の提出を求めるとともに、平成19年4月27日に陳述の聴取を行った。これらにより、関係職員が行った説明の要旨は、次のとおりである。

なお、関係職員の陳述の聴取の際、法第242条第7項の規定に基づき、3名の請求人が立ち会った。

ア 本件検定事業の目的

京都は、山紫水明の自然や景観の中で、日本文化が暮らしに息づく世界でも有数の歴史都市であり、優れた文化を守り、次代へ継承して

いく子どもたちを育むため、こうした文化を子どもたちが知識と共に体験を通して学ぶ機会を市民ぐるみで創出する取組として、本件検定を実施している。

イ 本件検定の概要

本件検定の対象は、主に小中学生を想定するが、年齢制限はない。親子、高校生や大人、将来的には修学旅行生や観光客の受検も奨励する。本件検定は、習熟度に応じ基礎、発展及び名人の3コースを設定している。

(7) 基礎コースは、平成18年11月20日から25日の間に、京都市立小学校及び総合養護学校（現在は、総合支援学校。以下同じ。）の5、6年生については各学校を会場として無料で、その他一般は京都市総合教育センターを会場として有料で実施し、小学校5、6年生を中心に21,834人が受検した。

(イ) 発展コースは、基礎コースを小学校5、6年生が数多く受検したことを踏まえ、より高度な段階のコースとして設定したものであり、中高生や修学旅行生など京都市外在住者においても受検しやすいよう、通信検定方式により、平成19年2月14日から28日までの間に実施し、623人から申込みがあった。今回の発展コース合格者336人を対象として、希望者に名人コースを実施する予定である。

ウ 本件テキストの市立中学校及び総合養護学校（以下「市立中学校等」という。）への配布について

本件テキストは、本件検定事業の趣旨からして教育的に有意義なものであり、PTAの方や京都市立中学校長会長等からの要望もあって、平成18年12月に配布した。配布に当たっては、中学1、2年生の生徒数に、学校における予備として全学年の学級数分を加え、計21,137冊を購入し、各市立中学校等へ直接配布した。

エ 本件質問・申入書について

本件質問・申入書は、6点にわたる全体として高度な学術的研究に基づく意見であり、当該意見に照らして、テキストの記載に誤りや改善すべき点があれば、今後の改訂等の際に修正又は検討事項としていくこととしているが、本件テキスト全体としては適切な内容であり、有効に活用していきたい旨を説明した。

オ 本件テキストの活用について

平成18年12月に配布した本件テキストは、家庭学習のための資料や社会教育に関する資料としての活用を考え、また、平成19年2月の本件検定の発展コースにおける活用（受検者が本件テキストを参考に

しながら自宅等において受検する。)を念頭において配布したものである。本件テキストの配布と同時に、発展コースへの挑戦者募集のパンフレットを配布するなど、幅広く周知して受験者を募集した。

学校に対しては、平成18年12月に、知識と体験を一体化させる仕組み作りや家庭学習における調べ学習の手法として本件テキストを活用するように依頼している。また、学校教育との連携を図るため、各学校の判断により、学校教育法第40条において準用する同法第21条第2項に規定する教材や課外学習資料としての活用も想定している。

以上のように、主に家庭学習のための資料や社会教育に関する資料としての活用を想定して配布した本件テキストについて、学校教育法第21条を根拠として有益適切とはいえないとする請求人の主張には、理由がない。なお、教材として活用される場合でも、本件検定事業に関する平成18年7月27日付け住民監査請求に係る監査結果(注 同年9月28日付け監査公表第543号。以下「前回監査結果」という。)において、本件テキストは全体として教育内容として不適切であるとは認められておらず、教育上内容に問題はない。

カ 結論

京都新聞開発株式会社から本件テキストを1冊315円で21,137冊購入する随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号に該当し、本件支出は、関係法令の規定に基づき適正な予算執行手続の下に支出したものであり、違法、不当ではない。

(2) 関係職員が行った陳述に関し、これに立ち会った請求人から、意見が述べられた。当該意見の要旨は、おおむね次のとおりである。

ア 前回監査結果で、本件テキストの内容に全体として教育上問題はない、不適切な点はないとされているとするが、前回の住民監査請求は、まだ市民運動が盛り上がっていない段階で行われたもので、事細かな内容に関し学問上の間違いを詳細に説明し、それを理由として行ったものではない。歴史研究者らの指摘に基づいて本件テキストの内容に間違いや不適切な点が多いことが明らかになっており、本件請求は、前回は十分に争点になっていない内容についての住民監査請求である。

イ 多くの京都の著名な歴史研究者らが内容の誤りを指摘して申入れをしたにもかかわらず、それを無視して中学1、2年生に本件テキストを配布したことは、故意としかいいようがない悪質な行為である。

ウ 本件質問・申入書による申入れについて、誤りがあれば今後改訂していく、全体としては問題がないとの説明であったが、歴史研究者らの申入れ14点をもう一度検討してもらいたい。監査委員も、個々の問

題について、それが学問上間違いなのか検討され、学校教育法第 21 条に基づいて有益適切な教材といえるのかについての判断を願いたい。

エ 本件テキストは、被差別部落の歴史等について触れない一方で、「身分の高い天皇・皇族や将軍」、「身分の低い山水河原者」といった記述により当時の差別の現状を固定し、何の注釈もされていない。この点だけでも、即時回収して、訂正すべきである。

第3 監査の結果

1 事実関係

京都市職員措置請求書、事実証明書及び請求人の陳述並びに関係職員の陳述、関係職員が提出した関係書類及びその他の関係職員の説明の内容を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 本件検定事業の概要

ア 本件検定事業は、世界有数の歴史都市である京都の優れた文化を守り、次代へ継承していく子どもたちを育むため、このような文化を子どもたちが学ぶ機会として市教委が実施する教育事業である。

イ 市教委においては、本件検定事業を教育委員会事務局生涯学習部家庭地域教育支援担当が所管しており、同担当が所管する「みやこ子ども土曜塾」事業と連携して推進することとされている。

ウ 本件検定事業では、次のように、本件検定の実施のほか、本件テキストの作成への関与及び本件テキストを用いた学習の奨励が行われている。

(ア) 本件検定は、主に小中学生を対象とし（ただし、受検について年齢制限は設けられていない。）、習熟度に応じて基礎、発展及び名人の3つのコースが設定されている。

基礎コースは、平成 18 年 11 月に、一般会場、小学校会場（市立小学校全校）及び中学校会場（希望校のみ）で実施され、小学校会場で受験した小学生（当該学校の5年生及び6年生）を中心に 21,834 人が受検した。

発展コースは、平成 19 年 2 月に、自宅で答案を作成して送付する通信検定方式で実施され、申込者数は、623 人であった。

名人コースは、発展コースの合格者を対象に実施される予定である。

(イ) 本件テキストは、本件検定に係る公式テキストブックとして京都新聞開発株式会社が編集し、京都新聞出版センターから一般に発売（定価 1,000 円）されている書籍である。

本件テキストの出版に際しては、市教委による京都新聞開発株式

会社に対する協力として、教員の自主的な研究会である京都市小学校社会科教育研究会を中心とするグループが市教委の依頼に応じて原稿の執筆を担当している。

- (ウ) 本件テキストは、一般に発売されているほか、市教委により、市立小学校の4年生から6年生までの児童及び市立中学校等の1年生及び2年生の生徒に無償で配布されており、家庭学習での活用が奨励されている。また、学校教育との連携の観点から、市教委から小中学校に対し、学校教育法第21条第2項（同法第40条において準用する場合を含む。）に規定する教材や課外学習資料として活用することが奨励されている。

(2) 本件テキストの内容

本件テキストは、「歴史」、「寺院、神社」、「祭りと行事」、「町並みと道」、「文化」、「産業」、「知とスポーツ」、「暮らしと食」、「環境と自然」及び「観光」の各分野について平易に解説する内容となっており、それ以外に地図や資料等が収録されている。

(3) 歴史研究者からの質問及び申入れ

ア 平成18年11月14日に、市内の大学等に所属する歴史研究者14名の連名で、本件テキストにおける記述内容に関し、天皇中心の歴史認識に基づく記述であるなどとする本件質問・申入書が教育長及び「歴史都市・京都から学ぶジュニア日本文化検定」推進プロジェクト（以下「推進プロジェクト」という。）委員長あてに提出された。

イ これに対し、市教委は、同年12月12日に、上記研究者のうちの2名に対し、口頭で、歴史事実に基づいた厳密な記述より、子どもたちに分かりやすい記述を心がけたこと、及び指摘の点については、本件テキストを改訂する際の検討事項とし、誤りがあるとすれば、改訂の際に改める旨を回答した。

ウ 上記2名の研究者は、同日、教育長及び推進プロジェクト委員長に対し、上記第2-1(1)エの質問書を提出した。

エ 当該質問書に対し、市教委は、同月29日に、上記2名の研究者のうちの1名に対し、電話で、本件テキストでは、「もったいない」の語源については言及していないこと、「もったいない」を正解とする本件検定の問題については、子どもたちが読解する時間も考慮し問題文を短くしたため言葉が足りない表現となったので、みやこ子ども土曜塾のホームページで補足的な説明をしている旨などを回答した。

(4) 本件テキストの改訂に関する市教委の方針

市教委は、本件テキストの記載に誤りや改善すべき点があれば、今後

の改訂等の際に検討するという方針を採っているが、現時点では、本件テキストの改訂についての具体的な計画はない。

(5) 本件テキストの市立中学校等の1年生及び2年生への配布

ア 市教委は、京都市立中学校長会からの本件テキストの中学生への無償配布の要望等を受け、平成19年2月の本件検定の発展コースを受検する際の参考として、同コースの受検者募集パンフレットの配布に合わせて、本件テキストを市立中学校等の1年生及び2年生の生徒全員に無償で配布することとした。

イ 平成18年12月14日付けで、教育委員会事務局家庭地域教育支援課長及び京都市立中学校長会会長から各市立中学校等に対して通知のうえ、本件テキストが各市立中学校等の1年生及び2年生の生徒全員に学校を通じて配布されるとともに、各市立中学校等に対し、予備として全学級数分が配布された。

ウ 配布された本件テキストは、上記アのように本件検定の発展コースの受検の際の参考として用いることのほか、家庭学習又は社会教育に関する資料として活用されることが想定されていたほか、学校教育との連携を図る観点から、各学校の判断により、学校の教育課程における教材又は課外学習における資料として活用されることが想定されていた。

なお、上記イの通知においては、本件検定事業の取組経緯や平成19年2月に同検定の発展コースの実施が予定されていることのほか、本件テキストが好評を得ており中学生も様々な学習に活用できると考えている旨が記載されているが、学校教育における使用については、予備配布分について各学校で活用するよう依頼されているほかは、具体的に学校の授業での使用を指示し、又は依頼する趣旨の記載は見られない。

(6) 本件支出

ア 平成18年12月7日に、本件テキスト21,137部を京都新聞開発株式会社から単価315円、総額6,658,155円で購入し、購入代金を第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、第11節需用費の支出科目から支出する支出負担行為が、教育委員会事務局総務部長により決定され、同日付けで、市と同社との間で購入契約が締結された。当該契約については、定価1,000円の本件テキストを315円で購入することができることを理由として、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の規定に基づく随意契約の方法によることとされた。

イ 上記契約に基づく本件テキスト購入代金6,658,155円は、平成19年

1月17日付け支出命令に基づき、同年1月23日に、上記支出科目から支出された。

2 判断及び結論

- (1) 請求人は、本件テキストの内容が学校教育法第21条第2項にいう「有益適切」なものではないとし、これにより本件支出が同項に反し違法又は不当であると主張するところ、同法第40条において準用する同項の規定は、中学校における教科用図書以外の教材の使用について定めるものであって、契約の締結又は公金の支出という財務会計行為に直接適用され、これを規律するものではない。したがって、本件請求について、本件支出が、直接に、学校教育法第40条において準用する同法第21条第2項に違反する旨を主張するものと見た場合には、そのような主張にはもとより理由がないというほかない。

ところで、請求人の上記主張は、本件テキストの内容が学校教育法第21条第2項にいう「有益適切」なものではなく、そのような内容の本件テキストを市立中学校等の1年生及び2年生の生徒全員に配布することとした市教委の方針が同法第40条において準用する同項の規定に違反するものであるとして、当該方針を前提として行われた本件支出が違法又は不当であるとするものと解することができ、そのように解するのが本件請求の趣旨に合致すると考えられる。そこで、請求人の主張をそのように解して、以下判断することとする。

(2)

ア 教育委員会は、地方公共団体の教育に関する事務を処理する独立の執行機関であるところ、教育委員会の所掌事項に係る契約の締結その他予算の執行については、地方公共団体の長の権限とされている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条第4号及び第5号）。このように、財務事務の権限が長に帰属するものとされているのは、一般財務事務の責任者である長が、併せて教育に関する財務事務の責任を負い、その統一的な処理を図る趣旨によるものであり、財務事務の前提となる教育行政上の意思決定等について、これを長が行うこととするものではない。

このような教育委員会と長との権限の配分関係にかんがみると、教育委員会の所掌事項に係る契約の締結その他予算の執行については、長は、当該事項に関する教育委員会の方針を尊重することが求められ、当該方針が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵がある場合でない限り、予算執行を拒むことはできず、このような瑕疵があるにもかかわらず予算を執行した場合

にのみ、当該財務会計行為が違法になると解すべきである（最高裁平成4年12月15日判決）。

イ そのため、本件テキストの内容上の問題を理由として本件支出の違法をいう請求人の主張の当否は、本件テキストの内容上の問題により本件テキストの配布に係る市教委の方針が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があったと認められるかどうかによって判断すべきである。

(3)

ア 本件請求において請求人が主張する内容は、本件テキスト中の記載に係る著作権法上の問題をいう上記第2 1(2)イの主張及び支援企業の記載と寄付受納の時期との整合に係る問題をいう上記第2 1(2)ウの主張を除けば、いずれも本件テキストに収録されている内容について、記述の正確性、教科書との整合性等の観点から、教育内容上問題があるとするものである。

イ 教育行政機関が実施する教育事業における教育の内容については、住民等の意見、希望、批判等を取り入れつつ、専ら、教育の目的の実現のため、教育上の判断に基づき決定されるべきものである。そして、上記(2)アのような趣旨から教育行政に関する予算執行の権限を付与されている市長としては、その権限の行使に際し、原則として、教育事業に係る教育内容の適否にまで立ち入ってこれを検討し、その結果をもって予算執行の可否を判断することは予定されていないと解すべきであり、そのことは、予算執行に係る専決権限を行使する職員についても同様である。

ウ これを本件について見ると、請求人が主張する教育内容上の問題の当否や本件テキストの訂正の必要性等は、いずれも、本件支出に係る権限の行使に当たり考慮すべき事項に当たるとは認められない。したがって、本件テキストに収録されている内容の教育内容上の問題を理由として本件テキストの配布に係る市教委の方針が違法又は不当であると、これを理由として本件支出の違法又は不当をいう請求人の主張については、請求人が主張する個別の問題について判断するまでもなく、理由がないといわざるを得ない。

エ なお、請求人は、上記第2 3(2)ア及びウのように主張し、本件監査において、請求人が主張する本件テキストに係る教育内容上の各問題点について、学問上の評価を検討し、本件テキストが学校教育法第21条第2項に規定する有益適切なものであるかどうか判断を期待する旨を表明している。

前回監査結果では、請求人から、各公金支出の違法不当事由として本件検定事業全体の違法性又は不当性が主張され、その根拠として、本件検定事業の目的、実施主体、本件テキストの作成及び発行の主体や手続等、多岐にわたる論点についての主張がされる中で、本件テキストの内容が教育上不適切である旨が論点の一つとして指摘されていたものである。前回監査結果では、これらの論点を総合して本件検定事業全体について違法性又は不当性を帯びていたかどうかを判断するため、本件テキストに収録されている内容の教育内容上の問題についても、これを論点から排除することなく言及したものであって、そもそも、教育内容の適否が予算執行の違法性又は不当性の判断に影響することを示したのではない。

本件請求は、主に本件テキストの内容に係る教育内容上の問題をもって本件支出の違法不当事由とするものであるところ、専らそのような事由によって本件支出が違法性を帯びることとならないことは前述のとおりであって、前回監査結果において本件テキストの内容について若干の言及をしたことが、本件監査においてこれを主たる論点とし、監査委員において個別の事項についての判断を求めることの理由にはならない。

- (4) 次に、請求人は、本件テキストに収録されている写真のうち、財団法人京都市埋蔵文化財研究所から借用したものについて出所を明示していないことが著作権法第48条に違反する旨を主張する。

出版物における著作権法第48条上の問題は、出版者の義務違反（著作権侵害）という形で問題となるものであるところ、行政機関が一般に刊行されている出版物を資料等として配布する目的で入手する場合において、著作権法上の問題に係る当事者ではない当該行政機関が当該出版物に収録されている写真等の出所や著作権の所在等を逐一確認し、これについての法的評価を下すことが要求されているとは到底解されない。したがって、そのような要求が満たされなければ当該資料等の配布の方針自体が違法性を帯びると解するのは、妥当性を欠くというほかなく、一般的に、刊行物を配布する行政機関に上記のような確認義務があるとは解されない。

本件テキストは、京都新聞開発株式会社が編集し、京都新聞出版センターから出版されている出版物であるところ、市教委は、本件検定事業の実施主体として原稿の執筆協力に関与した事実はあるが、そのために上記のような確認義務が生じるとは考えられないし、仮に市教委としてそのような確認が可能であるとしても、これを行わないことが著しく不

合理であり、予算執行上看過し得ない瑕疵を生じさせるなどとは認められない。

したがって、上記の請求人の主張は、採ることができない。

- (5) 次に、請求人は、本件テキストの発行時に、本件テキストに本件検定事業の支援企業として掲載された企業から市への寄付がされていなかったにもかかわらず当該企業名が掲載されていることが不適切である旨を主張する。

確かに、本件テキストの発行の時期と実際の企業からの寄付の時期が整合しないこと自体は、不手際であるといわざるを得ないが、これが本件テキストの配布の方針を著しく不合理であると評価しなければならない事情になるとは認められず、請求人の主張は、採ることができない。

- (6) 以上のとおり、請求人が主張する各事由により、本件テキストの市立中学校等の1年生及び2年生への配布に係る市教委の方針が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があったとは認められず、本件支出について、これを違法又は不当とする事由を見出すことはできない。

よって、請求人の主張には理由がないので、本件請求は棄却する。

(監査事務局第一課)